

# 食料安全保障のための海外投資促進に関する指針

## 1 趣旨

我が国は食料の約6割を海外に依存しており、特にコメを除く主要穀物等についてはその大部分を一部の国からの輸入に頼っている。

国際的な食料需給が中長期的にひっ迫基調にある中、国民への食料の安定供給のためには、国内農業生産の増大を基本としつつ、国土条件の制約から必要な輸入についてはその安定化・多角化を図る必要がある。

国際的には、食料価格高騰により飢餓・栄養不足人口が増加傾向に転じており、世界全体の農業生産の増大、農業投資の拡大が急務となっている。

このため、我が国からの海外農業投資（生産、集荷、輸送、輸出等を含む海外農業関連投資をいう。以下同じ。）を促進していく必要があり、これに官民が一体となって取り組むために、ここに「食料安全保障のための海外投資促進に関する指針」を策定する。

## 2 食料安全保障に関する国際情勢の変化

### (1) 概観

昨年、主要穀物等の国際価格は歴史的な高騰を記録した。これを背景として、途上国において飢餓や貧困問題が悪化し、一部の国では社会・政治不安が発生した。自国民への供給を優先するとの観点から、穀物等の輸出規制の動きも広がった。

累次の国際会議において世界の食料安全保障が緊急の世界的課題として取り上げられ、昨年6月のFAOハイレベル会合、同年7月のG8洞爺湖サミット、本年4月のG8農相会合、同年7月のAU総会及びG8ラクイラ・サミット等で農業生産・農業投資の増大の必要性が強調された。また、相次ぐ輸出規制等によって損なわれた農産物の市場及び貿易システムの信頼の確保に努めていくことが必要である。

### (2) 海外農業投資をめぐる動き

#### ① 諸外国による投資

食料輸出規制の拡大等を契機として、一部の食料輸入国の企業等が、自国への食料供給を主な目的として、海外での大規模農業投資を活発化している。また、食料生産やバイオ燃料の原料生産を目的とした多国籍企業や投資ファンドによる海外の農地取得・リースも増加している。

一部の国際メディアや研究機関は、こうした国際農業投資が途上国の人々に負の影響を与え得るとして批判を展開している。これに対し、我が国は、投資側と被投資側のwin-win関係を実現する、責任ある国

際農業投資を促進し、世界における農業の持続可能性を確保するための行動原則及びベスト・プラクティスを取りまとめることを提案し、各国の賛同を得ている。

## ② 我が国による投資

主要穀物等に関し、我が国商社等は、北米、ブラジル、豪州を中心に、主に集荷事業への投資を展開してきた。近年では、生産事業に進出する企業もある。

## 3 食料安全保障のための海外投資の促進

### (1) 基本的方向

政府及び関係機関は、本指針の対象となる農産物の我が国への安定供給の確保を図っていくことはもとより、世界全体での生産の増大を図っていくことをも目的として、我が国からの海外農業投資を促進する。その際、政府及び関係機関は、農産物及び地域に応じた最も効果的な支援を、民間企業や被投資国との緊密な連携の下、総合的・戦略的に実施し、本邦企業の事業展開のリスク削減を図る。これらの支援は、国内農業政策との整合性を確保しつつ実施する。

### (2) 対象となる農産物及び地域

#### ① 農産物

対象農産物は、国際的な食料需給動向、食生活における重要性、輸入依存度等を踏まえ、当面は、大豆、とうもろこし等とする。

#### ② 地域

中南米、中央アジア、東欧等において、投資環境の整備とともに、農業投資関連情報の収集・提供を重点的に実施する。

### (3) 具体的な取組－官民連携モデルの構築

海外農業投資を官民連携により促進するため、以下の公的支援ツールを総合的に活用する（別添図参照）。今後とも支援策の充実につき検討を継続する。

① 投資環境の整備：政府間の経済対話等を通じ、本邦企業の活動に必要な投資環境の整備を図る。在外公館等を通じて個別の企業支援を提供する。また、二国間投資協定等の締結を並行して検討する。

② ODAとの連携：海外農業投資の促進に資する生産・流通インフラ

整備や人材育成等に、被投資国に対する裨益効果や我が国経済協力方針等を踏まえ、ODAを活用する。

- ③公的金融の活用：海外農業投資に必要な資金の調達のため、JBIC等を活用する。
- ④貿易保険：カントリーリスク等の軽減のため、貿易保険を活用する。
- ⑤農業技術：品種改良、病害虫対策、土壌改良、水資源管理、生産性改善など農業研究開発・技術移転について、農業研究機関、JICAその他を通じて共同技術研究、技術支援、専門家の派遣等を、我が国の実需者のニーズを十分に考慮した上で実施する。
- ⑥農業投資関連情報：投資先国の農地、法制、税制等の海外農業投資関連情報の収集・提供体制の整備について検討するほか、民間企業に対する海外農業専門家の紹介等について検討する。
- ⑦輸入の安定化：WTOや二国間交渉等により、輸出規制の抑制等、我が国への輸入の安定化を図る。
- ⑧プラン策定のための活動：官民連携プランを策定する上で必要となる現地調査・ミッション派遣等を実施する。

#### 4 我が国の行動原則及びこれに関する国際的取組等

##### (1) 行動原則

海外農業投資は、被投資国における農業の持続可能性を確保しつつ、投資側・被投資側の双方が裨益する形で実施することが重要である。この観点から、政府及び関係機関は、本指針に基づいて海外農業投資の促進策を講ずるに当たり、以下の行動原則との整合性を確認する。同時に、被投資国側にも投資環境の整備（収用の原則禁止や輸出規制の抑制等）や投資関連情報の提供などを求めていく。

- ① 被投資国の農業の持続可能性の確保  
（例：投資側は、被投資国において、持続可能な農業生産を行う。）
- ② 透明性の確保  
（例：投資側は、投資内容について、契約締結時等において、プレスリリース等により、開示する。）
- ③ 被投資国における法令の遵守  
（例：投資側は、土地取引、契約等被投資国における投資活動において、被投資国の法令を遵守する。）
- ④ 被投資国の農業者や地域住民への適正な配慮  
（例：（イ）投資側は、投資対象の農地の農民及び所有者に対し、そ

の農地の取得及びリースに関し、適切な対価を提供する。(ロ) 投資側は、現地における雇用について、適切な労働条件の下、農民等従業員の雇用を行う。)

⑤ 被投資国の環境への適切な配慮

(例：投資側は、投資に当たって、土壌荒廃、水源の枯渇等、被投資国の環境に著しい悪影響を与えてはならない。)

⑥ 被投資国における食料事情への配慮

(例：(イ) 投資側は、被投資国における食料事情に悪影響を与えないように配慮する。(ロ) 投資側は、被投資国の主食作物を栽培している農地を他の作物に転換することにより主食作物の生産量を著しく減少させるような投資は行ってはならない。)

## (2) 海外農業投資に関する国際的枠組み形成等

我が国は G8 ラクイラ・サミットの機会に、責任ある国際農業投資を促進し、世界における農業の持続可能性を確保するための国際的な行動原則の策定とベスト・プラクティスのとりまとめが必要であるとして、これを実現するためのグローバルな協議体の設置を提案した。この提案を受け、同サミットの首脳宣言には、「国際農業投資の原則及びベスト・プラクティスに関する共同提案を策定するために、パートナー国及び国際機関と取り組む」との記述が盛り込まれている。

このフォローアップとして、我が国は本年 9 月の国連総会の機会に関連国際機関等とともに国際会合を主催する。また、FAO への拠出事業を通じ、農業投資関連情報の国際的整備や、海外農業投資を促進するためのガイドランスの作成を行う。今後とも政府は、国際農業投資に関する国際的枠組みの構築に向け、関係国・機関とともに国際社会の取組を主導し、海外農業投資の国際的な促進を図っていく。

## 5 今後のステップ

### (1) 民間企業からの要望

#### ① 総合支援窓口の設置

海外農業投資に関する民間企業からの総合的な支援の要望に対応するため、外務省及び農林水産省に総合支援窓口を設ける。なお、要望の検討に当たっては、関係機関における支援の可能性の判断を踏まえるものとする。

#### 【連絡先】

外務省 経済安全保障課 電話：03-5501-8339

Email: [agri.investment@mofa.go.jp](mailto:agri.investment@mofa.go.jp)

農林水産省 食料安全保障課 電話：03-6744-2395

国際協力課 電話：03-3502-5914

Email:overseas\_investment@nm.maff.go.jp

② 支援策の検討

外務省及び農林水産省は、総合支援窓口で受け付けた要望について、共同でその内容を整理・検討する。その上で、「食料安全保障のための海外投資促進に関する会議」メンバー間で具体的な支援策について検討し、同会議において支援策のとりまとめを行う。

(2) 検討の継続等

官民連携モデルに関する検討を継続し、本年度内にとりまとめを行う。その他、海外農業投資を促進するために必要な事項について随時検討する。

(了)